

(別紙)

「特定エネルギー消費性能向上住宅及びエネルギー消費性能向上住宅の新築取得等をした場合の住宅ローン税額控除の特例並びに特定エネルギー消費性能向上住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第16項及び第17項の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について（令和4年5月20日付け国住政第29号・国住生第79号・国住指第131号）」新旧対照表

(傍線を付した部分は改正部分)

改正後	改正前
<p data-bbox="600 371 633 403">記</p> <p data-bbox="114 448 562 480">4. 建築士等の証明手続について</p> <p data-bbox="589 523 645 555">(略)</p> <p data-bbox="152 600 376 632">(2) 証明の方法</p> <p data-bbox="197 639 640 671">①居住用家屋の新築等に係る家屋</p> <p data-bbox="232 679 1122 823">証明を行う建築士等は、必要があると認める場合には現地調査を行うこととする（ただし、<u>(1) ① (IV) の書類又はその写しがある場合を除き、(II) の書類若しくはその写しがない場合又は対象の家屋が建築確認を要しない建築物に係るものである場合は必ず行う。</u>）。</p> <p data-bbox="197 831 349 863">②既存住宅</p> <p data-bbox="232 871 1122 1126">証明を行う建築士等は、必要があると認める場合には現地調査を行うこととする（ただし、<u>(1) ② (III) の書類又はその写しがある場合を除き、対象の家屋が建築確認を要する建築物に係るものにあつては (IV) 及び (V) の書類 ((IV) の場合にあつては (i) 及び (ii) ロ) 又はそれらの写しのいずれも無い場合、対象の家屋が建築確認を要しない建築物に係るものにあつては (IV) (i) 及び (ii) ロの書類又はそれらの写しが無い場合は必ず行う。</u>）。</p> <p data-bbox="152 1174 349 1206">(3) 証明時期</p> <p data-bbox="197 1214 640 1246">①居住用家屋の新築等に係る家屋</p> <p data-bbox="232 1254 1122 1437">証明は、原則として工事完了後に行うものとする。また、当該証明のための家屋の調査は、当該家屋の取得の日前（令和5年4月1日前に居住の用に供される家屋については同日前）に終了している必要がある（令和4年国土交通省告示第455号第1項及び第2項並びに附則第2項）。<u>なお、当該家屋の調査が終了した日は、当該家屋の調査と</u></p>	<p data-bbox="1619 371 1653 403">記</p> <p data-bbox="1144 448 1592 480">4. 建築士等の証明手続について</p> <p data-bbox="1608 523 1664 555">(略)</p> <p data-bbox="1182 600 1406 632">(2) 証明の方法</p> <p data-bbox="1227 639 1671 671">①居住用家屋の新築等に係る家屋</p> <p data-bbox="1263 679 2152 823">証明を行う建築士等は、必要があると認める場合には現地調査を行うこととする（ただし、<u>(1) ①(II)、(IV) 若しくはそれらの写しがない場合又は対象の家屋が建築確認を要しない建築物に係るものである場合は必ず行う。</u>）。</p> <p data-bbox="1227 831 1379 863">②既存住宅</p> <p data-bbox="1263 871 2152 1015">証明を行う建築士等は、必要があると認める場合には現地調査を行うこととする（ただし、<u>(1) ②(III)から(V)まで (IV) の場合にあつては(i)及び(ii)ロ) のいずれか又はその写しがない場合は必ず行う。</u>）。</p> <p data-bbox="1182 1174 1379 1206">(3) 証明時期</p> <p data-bbox="1227 1214 1671 1246">①居住用家屋の新築等に係る家屋</p> <p data-bbox="1263 1254 2152 1437">証明は、原則として工事完了後に行うものとする。また、当該証明のための家屋の調査は、当該家屋の取得の日前（令和5年4月1日前に居住の用に供される家屋については同日前）に終了している必要がある（令和4年国土交通省告示第455号第1項及び第2項並びに附則第2項）。</p>

して行う現地調査が終了した日（証明を行う建築士等の判断で現地調査が行われなかった場合（申請者から（1）①（IV）の書類若しくはその写しが提出された場合又は（1）①（II）の書類若しくはその写しが提出された場合で当該家屋が建築確認を要する建築物に係るものであったときに限る。）は、これらの書類が発行された日）である。

②既存住宅

証明のための家屋の調査は、当該家屋の取得の日前2年以内又は取得の日以後6月以内（令和5年4月1日前に居住の用に供される家屋については、取得の日前2年以内又は令和5年4月1日前（令和4年10月1日以後に当該家屋の取得をする場合にあっては、取得の日以後6月以内））に終了している必要がある（令和4年国土交通省告示第455号第1項及び第2項並びに附則第2項）。なお、当該家屋の調査が終了した日は、当該家屋の調査として行う現地調査が終了した日（証明を行う建築士等の判断で現地調査が行われなかった場合（申請者から（1）②（III）若しくは（IV）の書類（（IV）の場合にあっては（i）及び（ii）ロ）若しくはそれらの写しが提出された場合又は（V）の書類若しくはその写しが提出された場合で対象の家屋が建築確認を要する建築物に係るものであったときに限る。）は、これらの書類が発行された日）である。

また、住宅ローン減税の借入限度額の上乗せ措置の適用を受けるためには、取得した家屋がその取得時点で認定住宅等に該当していることを証明する必要がある。このため、申請に係る家屋の設計図書等として提出された書類が、取得後に行われた改修に係る設計図書等ではないこと及び当該家屋の取得時の現況と対応するものであることを確認すること。

（略）

②既存住宅

証明のための家屋の調査は、当該家屋の取得の日前2年以内又は取得の日以後6月以内（令和5年4月1日前に居住の用に供される家屋については、取得の日前2年以内又は令和5年4月1日前（令和4年10月1日以後に当該家屋の取得をする場合にあっては、取得の日以後6月以内））に終了している必要がある（令和4年国土交通省告示第455号第1項及び第2項並びに附則第2項）。

なお、住宅ローン減税の借入限度額の上乗せ措置の適用を受けるためには、取得した家屋がその取得時点で認定住宅等に該当していることを証明する必要がある。このため、申請に係る家屋の設計図書等として提出された書類が、取得後に行われた改修に係る設計図書等ではないこと及び当該家屋の取得時の現況と対応するものであることを確認すること。

（略）